

S & I BANGKOK NEWSLETTER NO.108

2003.8.25

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand

E-Mail : iguchi@mx1.nisiq.net

(注 : mx1 の「 1 」は数字です。)

iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

CopyRight © S & I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

~ 事務所より ~

(9月のタイ祝祭日のお知らせ) 祝日はありません。

(ホームページ更新のお知らせ)

弊社ホームページを 8月 25日付けで更新しました。今回は、ニュース(英語版及び日本語版)

<http://www.s-i-asia.com/news-JPN-updated.htm>、を更新しました。ご高覧ください。

(知的財産同窓会 (I P A A) の最近の活動)

8月 28 - 31日に開かれる意匠セミナー及びエキジビション I P R 2 0 0 3の展示に弊所と共に参加致します。この展示会はバンコク都心部のルンピニ公園隣りの最近設置したナイトバザールに出展します。法律事務所や政府、団体などが参加し知的財産制度の啓蒙普及のために行われるものです。29日にはタクシン首相が開会式を行います。

9月下旬には中小企業向けに知的財産局及び工業振興局の支援、中小企業開発銀行(日本の中小企業金融公庫に相当)からの財源援助を得て約300人規模のセミナーを開催する予定です。

~ 編集者より ~

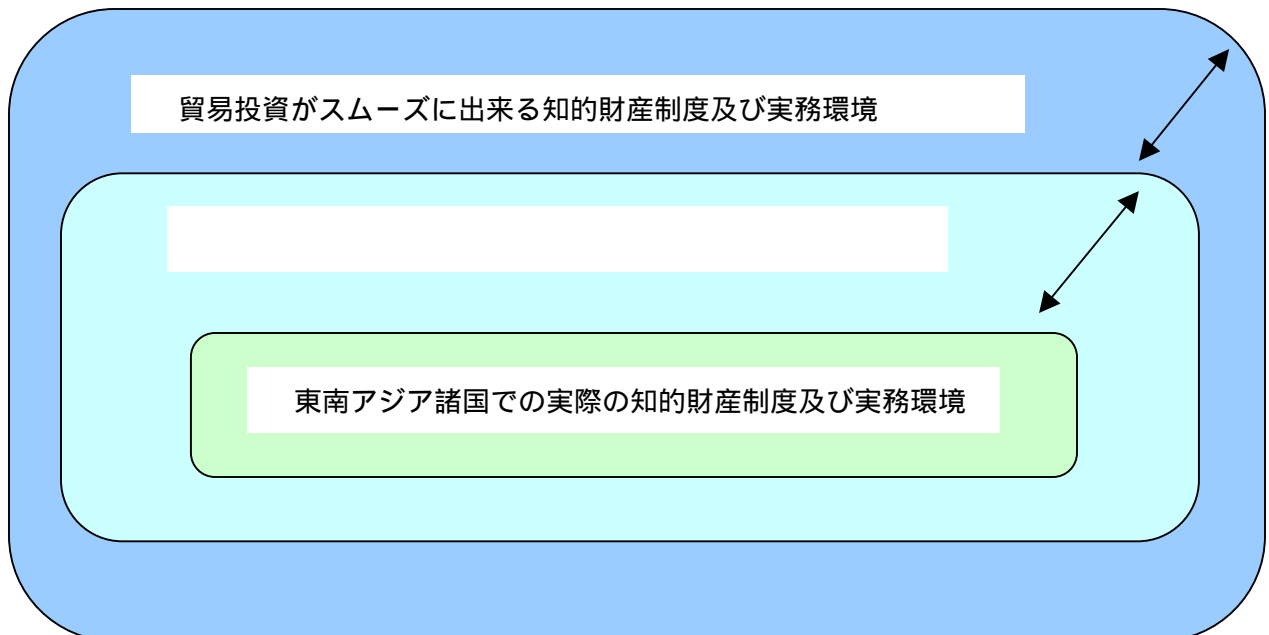
前回のニュース(編集者より)に対し、様々な方々からご意見を頂戴した。一番多かった意見は「事実誤認に基づいた調査研究は無意味である。」という点であった。また、「日本特許庁が何故反論しないのか。」というご意見もあった。実際に研究会の位置付けやその議論が「問題が

あるから検討しなければならない」(問題解決型研究会)のか、それとも「課題を見つけて検討しなければならないのか」(ビジョン作成型研究会)なのか、そもそも何を委託しているのか発注者の真意が分からないというのが私の疑問である。これを契機に大いに議論をしてほしいものである。

さて、最近、特に東南アジアの援助についてコメントを求められる機会が多くなって来た。私の頭の中を整理しながら、今後の援助議論の方法についてお話することとしたい。最初の疑問は「今、日本の知的財産関連援助は何処に居るのだろうか。」つまり、大きな海図の中で今現在、どこを航行しているかという問題である。そもそも海外援助は要請主義と言って、相手国からの要請が無ければ援助を開始することができない。つまり建前では、「相手国が要請するから、その内容に沿って援助を行う。」というものである。援助の航海図は相手国が持っているため、日本政府は何ら関係が無い。つまり、日本政府は援助する能力がたまたまあればお手伝いするのである。その航海図が良かろうが悪かろうがそれは相手国の責任というワケである。しかしながら、現実には違っているのである。「援助を仕掛ける」という政策を実際に日本政府は行っている。日本政府作成の航海図を相手国に見せながら「この援助で如何ですか」という「要請主義」ならぬ「要請させる主義」を行ってきている。

と言うことは、最初の疑問である「今、我々は何処に居るのか」に対する答えは、日本政府作成の航海図を見ればよいことになる。果たしてそのような航海図を援助対象国別に日本政府が持っているのか、あるいは持っていたのかどうか疑問が湧いて来る。議論の端緒は当然日本政府からの発言でなければならないはずである。

日本の東南アジア援助の発端は TRIPS 協定設立にあると私は勝手に推測している。



TRIPS 協定は知的財産分野において初めての条約と言って良いと思うほど拘束力がある。特に途上国へ法制度の整備を約束させたという点において画期的なものと言って良い。TRIPS の合意形成過程や途上国での協定への評価という点において高倉成男氏の「知的財産法制と国際政策」(有斐閣)に詳しく述べてあり、実に興味深い。

この法制度の整備準備及び周辺問題を解決するために日本政府は援助を開始したと言ってよいのではなからうか。つまり、 から へと進化する(させる)支援というのが一義的にあったのではなからうか。その中で日本政府が当時可能な援助であったのが、所謂機械化に関する援助であった。あくまで私の推測だが。

私の長年にわたる援助の外側からの観察によれば、確かに日本政府が競争優位に立つことができる分野は、当時この機械化分野しかなかった。今はもっと別の分野があるかもしれないが、あるいは、あらゆる分野で競争優位に立てる分野は無くなったのかもしれないが。いずれにせよ、当時、私が指摘したい問題は、この の読み間違いがあったのではないかという点である。TRIPS 協定が想定した知的財産環境のレベルは、この のレベルが当時WTO交渉者の頭の中にはかなり高いレベルを想定していたのではないかと考える。

つまり、TRIPS 協定を実施する以前の問題が、東南アジア諸国(だけとは限らないが)に実に多いのである。例えば、出願書類の整理整頓であり、審査請求書類の政府部内での移管問題であったりする。つまり、日本政府の当時の援助施策は、当初 のレベルをもっと高いものに置いていたのではなからうか。日本政府は がほとんど に近い状態を想定し審査協力や特許検索システム構築を行って来た。それはあたかもほとんど に手が届く国々(途上国には該当国なし)においてのみ通用するものであったのである。

別の角度から TRIPS を観ると、途上国の知的財産環境は喩えて言えば当時まだ子供の状態で、とても「酒を飲む(TRIPS)」状態にまで成長していなかったのである。「若葉が出かかった状態で寒空に出した」という表現が適切かもしれない。

この結果が、決して無駄ではないにしろ効果が瞬時に出てくるという援助ではないという結果となって現れてきた。援助を実際やって来た面々が現地で直面したのは の基本的なレベルを持ち上げるための地味な努力であった。そこには延々とした書類の整理であり、管轄部署の内部調整であり、同じような現地セミナーの繰り返しであったり、能力に乏しい現地システム開

発企業の選定であったのである。これがつまり時間と金を掛けても援助効果が日本側から見れば目立つほど出てこない原因となっていると理解している。また、それと同時に、援助の現況を正確かつ迅速に日本側関係者や国民に対し説明して来なかったという怠慢も日本政府にはあるように思える。

しかしながら、時代は我々の予想以上に急速に進歩しつつある。国際企業や日本企業からみた投資環境での整備という面においてみると、既に世の中は の状態を要求してきているのではなかろうか。現在行われている日タイの二国間交渉における課題の幾つかには、例えば意匠制度の改善、審判公報の発行や、審査処理の迅速化などが盛り込まれているのは、つまり の状態を既に要求しているのである。TRIPS で取りこぼした課題なのかもしれないが、投資をスムーズに行うためには世界の要求はさらに性急かつ細分化されてきているのである。そして新たな課題であるドメイン名などのインターネット関連の問題や伝統的知識（フォークロア）などの課題も検討せざる負えない状況になってきた。

私が提案したいのは、ここで今一度援助政策を整理し、何が未だ のレベルで欠けているのか（例えばタイについて言えば、実用新案情報や商標情報へのアクセスの問題） のレベルでは何が必要か（例えば法文上での TRIPS との齟齬の修正）を、モザイク状に描いて見せて、政策優劣を決定することであろう。もし基本的事務処理が問題であるならば、即刻出張して問題を解決したり二国間で解決できることだって出来るはずであろう。どの課題が政府により解決されるべきか、また民間団体により解決できるかを議論し、さらに、援助の中で発見した問題、援助後に生じた問題、新たに出て来た問題を整理し議論することが必要なのではなかろうか。これらの問題整理は、日本政府並びに各プロジェクトの支援委員会の機能そのものなのであるが、もし何も手を着けていないとすれば是非早速整理し直すことをお勧めしたいものである。

この地道な努力を民間側から積極的にやっけて行こうとする動きも出始めている。日本発明協会の IP カルチャー普及啓蒙事業である。前述した「若葉を寒空に出した状態」から少しでも「若葉」に栄養を与えるという事業だと私は解釈している。「寒空」に「生ぬるい風」を吹き込むことは既に時代が許さないからだが、この事業について時間は大いにかかるが、民間でしかできない協力であると私なりに評価している。これらの息の長い援助は、外側からはほとんど見えないし、内側からみても同様であろう。「東南アジアへの援助というのは、多少の期待と大いなる諦めをもって見ていて下さい。」と毎回日本人相手のセミナーの最後に私は聴衆にお願いしている次第である。

TRIPS 協定締結して今年で既に 9 年目となる。TRIPS は、様々な面で好影響（制度の底上げを図

ったという意味で)と悪い影響(運用基盤や知的財産環境に歪みをもたらしたという意味で)を途上国に与えている。今一度大所高所から評価を行い途上国にとっても先進国にとっても納得できる知的財産環境を実現したいものである。

～シンガポールの商標制度、オンライン出願が割安～

去る5月6日、シンガポールとアメリカが自由貿易協定を結んだのに伴い、シンガポールはIP法をアメリカの制度に類似させたものに改正することが求められている。しかしながら、商標の登録、利用、侵害における基本的な規則に変更はない。商標出願の手数料は Intellectual Property Office of Singapore (Ipos) のウェブサイト (www.ipos.gov.sg) からオンライン出願した場合306ドルで、書面での出願はこれより30ドル高くなる。Ipos では書類に不備がないか、描写が明確であるか等出願について審査を行なう。また、商標は公序良俗に反するものであってはならない。出願が基準を満たしていれば、週に2度発行される“Trademarks Journal”に公開される。異議申立ては2週間以内に行なわなければならない。異議申立てが行なわれた場合、出願人は異議答弁書を提出しなければいけない。商標侵害について Ipos 審査官の Liew 氏は、類似した商標が同一の商品に使用されている場合か、同一の商標が類似した商品に使用されている場合に限り、提訴できると語っている。例えば、バラの香りのするタイヤを製造している住友ゴム工業は、バラの香りのする家具を製造している家具メーカーを訴えることはできない。なぜなら、タイヤと家具は異なる商品・役務分類に属しているからである。(2003年7月22日、シンガポールストレイトタイムズ)

～マレーシアのソフトウェア値下げ政策にアメリカが警告～

木曜日の Sun 紙上で、アメリカの William H. Lash 商務副長官は、コンピューターソフトとCDの値下げをするというマレーシア政府の政策は失敗に終わり、製造者はマレーシアを避けるようになるだろうと警告した。ディスク著作権の70%を保有するアメリカの製造者は、より利益の上がる市場へと移らざるを得ないと同氏はコメントし、この政策はマレーシアと政府の知識集約型経済実行計画、Multimedia Super Corridor(MSC)へ損害を与えることになるかと述べている。MSCはマレーシア政府の知識集約型経済への移行戦略の下、着想されたハイテク区域で、クアラルンプールの南50kmから新国際空港の地域まであり、主に国際的IT企業を収容している。これに対しマレーシア側は物議を醸しているこの計画をコピー商品対策の計画として続行する意向である。この手段はある面ではマレーシア独特のものであるが、効果は上がっている。よって、我々がすべきことは問題視されている分野へこの手段を拡大して行くことだと国内消費者省の Muhyiddin Yassin 大臣は語っている。同大臣は価格コントロールを打倒コピー商品の「マレーシアの方法」とだと表現し、アメリカに対しても支援を要請している。先月内閣はコピー版の購入を阻止すべく、CD、VCD、DVD、コンピューターソフトを価格統制法の下、適正な価格で販売しなければならないと決定している。しかし、アメリカの William H. Lash 商務副長官は価格統制は著作権侵害行為に効果はないとし、

エンフォースメントの厳格化、懲役刑を含む罰則の強化、違法商品の破棄、消費者教育などを推奨している。昨年アメリカではマレーシアにおける著作権侵害行為により、約 9 億 1,960 万 RM(2 億 4,200 万ドル)を損失している。(2003 年 7 月 16 日、バンコクポスト)

～ タイの食料農業植物遺伝資源に関する国際条約批准に専門家が警告～

農業と法律の専門家は、「食料農業植物遺伝資源に関する国際条約」にタイが批准すれば、タイの代表的な農作物である米、ココナッツ、トウモロコシ、さつまいも、キャッサバなどが制限なく搾取されることになると警告している。Surawit Wannakrairoj 氏はカセサート大学農学部の講演において、条約の加盟国は遺伝資源と植物育成技術を共有することが義務付けられ、条約に批准すれば、タイはタイの遺伝資源から利益を受けられなくなると指摘した。国連食糧農業機関 (FAO) 主導により、条約加盟国はその国古来の植物種を世界中の国際遺伝子銀行や食用作物調査センターに寄贈しなければならない。他の加盟国は Material Transfer Agreement の下、それらの遺伝子資源を利用することができるようになる。FAO によれば、この条約は食料農業植物遺伝資源の保護と持続的な利用、及びその利用から生じる利益の公平な配分を目的としている。条約が施行されるには 40 カ国以上の批准が必要で、加盟国 76 カ国のうち、マレーシア、インド、カンボジア、エチオピア、ケニア、ヨルダン、カナダなど 25 カ国が既に批准している。農業共同組合省は慎重な姿勢を取っている。条約の検討委員会を率いる Wicha Thitiprasert 氏は昨日、多国間協約と遺伝資源の専門家を招き、タイの農業分野に及ぼす影響についての委員会を設立した。Wildlife Fund Thailand の Surapon Duangkhae 事務局長は条約に批准すれば、条約が施行された後採択される予定の Material Transfer Agreement 起草の際に、意見を述べることができるとし、条約への批准を推奨している。(2003 年 7 月 23 日、バンコクポスト)

～ タイの CD 製造工場数について、国際レコード産業連盟が容認～

国際レコード産業連盟 (International Federation of the Phonographic Industry, IFPI) はタイには合法 CD 製造工場が 34 ヶ所あるという政府の主張を受け入れた。IFPI は以前、タイ国内に 50 ヶ所以上の CD 製造工場があると報告し、そのほとんどがコピー CD を製造していると推測していた。しかしながらタイ当局では、34 ヶ所の登録工場があり、違法工場はリストに加えていなかった。ロンドンを拠点とする IFPI の代表者らは昨日この数字を認める一方で、現行のコピー商品取締り活動を緩和すれば、違法工場が活動を再開するだろうとの懸念を示した。IFPI では音楽、映画、コンピューターソフトなどのディスクの製造活動を世界中で監視している。IFPI の役員、Robert Youill 氏は昨日 Watana Muangsook 商務省副大臣と会談し、IFPI では今年タイを違法 CD 製造国トップ 10 の 9 位には位置付けないことを明らかにした。この情報は 2001 年から 2002 年にかけて Motion Pictures Association や Microsoft など数ヶ所から収集した情報に基づいていると Robert Youill 氏は語っている。昨年のコピー商品レポートでは、台湾、中国 (香港を含む)、マレーシア、シンガポ

ール、インド、ポーランド、インドネシア、ロシア、チェコ、タイの 10 カ国がディスク製造に係る法規制が十分でないと発表されている。正規商品の需要を大幅に上回るコピー商品が供給されるのに伴い、コピーCD の売上げは増加している。上記 10 カ国では生産キャパシティーが地元の需要の 20 倍にも及んでいるとレポートでは示されている。(2003 年 7 月 25 日、バンコクポスト)

～タイ、地理的表示保護のための登録制度～

タイでは地理的表示法の下、国の伝統的二次ネスや知的財産を効果的に保護するため、適切な登録制度の設立が求められている。タイでは WTO 下の協定に基づき、法律を制定中であり、地理的表示保護により、フランスのシャンパンのように生産者は原産地に準拠した生産物の保護が受けられるようになる。この法律に詳しい弁護士の Irina Kireeva 氏は、法律が通過した後のステップとして、登録制度を設立する必要がある、商標の登録と区別するべきであるとコメントしている。地理的表示が登録された時点で、原産地に関する生産物の特殊な品質と生産過程を示す文書を発行すべきであると同氏は語っている。通常、該当する地域の生産者は、地理的表示保護に適切な生産物の明細を作成し、生産物の品質の管理を検査も行なう。また Irina Kireeva 氏によれば、地理的表示は商標のような先願制ではなく、最適な権利者の権利が保護され、権利者が生産物の特殊な品質と特性を保持している限り、保護期間に制限はない。同氏は、一般名は登録できないが、植物種の名前が生産地を特定できる場合は対象になるとし、一度登録されれば、一般名ではなくなると述べている。タイ当局では、タイでは地理的表示保護の対象になる可能性がある名称が 40 種あるが、実際に登録が始まるのは政府が正式に制度を実施してからになる。EU では、1993 年 7 月に農作物と食料品について地理的表示保護が施行されいたが、実際に地理的表示が認可されたのは 1996 年になってからであった。現在では 600 種の名称が登録されている。インドでは 1998 年に地理的表示保護法が施行されたが、まだ登録された名称はない。WTO 加盟国は現在、多国間登録制度の設立に向け交渉を進めている。(2003 年 7 月 25 日、バンコクポスト)

～タイ種苗法について農民グループと法律の専門家が改正を要求～

昨日、農民グループと法律の専門家が 1999 年種苗法は大手種子会社が種子市場を独占するのを助長するものだとして、改正を訴えた。農民の権利と生物多様性について活動している NGO 「Biothai」のディレクターである Witoon Lianchamroon 氏は、この法律は農民が種子を栽培、開発、分配する権利よりも商業目的の品種改良者の保護を目的としていると指摘し、この法律が制定されれば品種改良に関する農民の専門的知識が消滅してしまうと語っている。農業協同組合省が種苗法の保護対象品種に新しく 16 品種を加えてから、農民グループは潜在的影響を受けてきた。この 16 品種とは、米、マンゴー、さとうきび、蘭、メロン、トウモロコシ、緑豆、大豆、苦瓜、カウピー、アサガオ、チャイニーズブロッコリー、唐辛子及びピーマン、胡瓜、トマト、白菜である。この法律の下では、農民は品種改良者に費用を支払わないとその植物を入手、分配、及び栽培することがで

きない。Witoon Lianchamroon 氏は、農民は何世紀にも渡り作物を栽培、開発してきたのにも関わらず、法律が施行された途端に、作物を植えることも次の収穫に向け種子を保存することも、保護対象品種を栽培したとして罰金や投獄の対象になってしまうと述べている。同氏によれば、地元の市場用作物種子の90%が Monsanto、Pacific-Seeds of Syngenta、Pioneer Hi-bred of Dupont の三大多国籍種子会社により開発されている。これら企業は植物品種の登録により、農民が支払う費用で利益を得ることになると同氏は指摘する。これに対し、Seed Association of Thailand の Sukasem Jitrasigha 会長は、品種改良を行なっている会社が種子の密売により年間数百万パーツも利益を損失していることを理由に、植物品種の登録は必要であるとし、これら企業は新しい品種の開発に多額の投資をしており、他者がこの品種を無料で利用するのは不公平だと述べている。上記企業の中にはタイの植物品種保護制度が信用できないとして、近隣諸国に移転したところもあると同氏は語っている。(2003年7月25日、バンコクポスト)

～タイ・マレーシア国境で、コピー商品販売が沈静化～

マレーシアとタイのハートヤイ地区(マレーシア国境近く)で行なわれた大掛かりなコピー商品取締りでコピー商品販売業者は恐れをなし、国境付近の多くの店が閉店している。Sadao 地区とマレーシアの Perlis 州の間に位置する Padang Besar の業者が語ったところによれば、マレーシアの国境当局がコピーCD、VCD、DVD、カセットテープを製造する工場の弾圧に乗り出しているということである。この工場の中にはタイの業者から注文を受け、コピー商品を製造しているところもある。情報筋によれば、工場の多くが重い罰金刑を受けるか、一時的な閉店を求められ、従業員を解雇しているところである。これまでタイの人気歌手のコピーCD、カセットのほとんどが Perlis 州 Padang Besar マーケットに10店舗以上ある店で販売され、売上げは一日に100万パーツを越えていた。コピーCD、VCD、DVDの金額はその商品の人気に左右される。10代の若者に人気の映画や音楽は通常の商品より3倍から4倍値段が高い。カセットテープは1本20パーツ、タイ音楽のCD、VCD、DVD、MP3は1枚35パーツ、外国のCDは55パーツ、外国のDVDは62パーツで販売されていた。情報筋によれば、コピー製品製造工場は税関のチェックポイントから2キロほど離れた Perlis 州 Padang Besar マーケットに数件あり、あとは Penan 州にあるところである。コピーCDはトラックでマレーシアやバンコクを中心としたタイに運ばれていた。現在は Padang Besar-バンコク間の旅行者用バスがCDの密輸に使用されているところである。大手の業者の中には Butterworth-Hat Yai-Bangkok 間の鉄道を使用しているところもある。ハートヤイ警察は、今後も地域の取締りを続けていく方針であると語っている。ハートヤイ警察では地元商店の取締りで業者2名を逮捕し、コピーCD100点、コピーDVD200点を押収している。税関によれば、国境付近の取締りで6月に1万8,000点のコピー商品が押収されている。(2003年7月28日、バンコクポスト)

～タイでコピー商品ゼロ地域計画～

タイ商務省は反コピー商品キャンペーンの次のステップとして、今月中にバンコクの特定地域をコピー商品ゼロ地域に指定するという計画を打ち出した。Watana Muangsook 商務省副大臣は商務省が地元及び外国の著作権所有者と、コピー商品ゼロ地域を設定する協定を結ぶという計画を明らかにした。国内のあらゆる地域からコピー商品を一掃するという政府の試みは実現が難しいので、計画的に地域を指定して、著作権所有者に受け入れられる程度に侵害の割合を下げることでより妥当な解決策であると思われると同副大臣は述べている。コピー商品ゼロ地域に指定される予定なのは、Klong Thom、Pantip Plaza、ラーマカムヘン通りの Tawana Plaza、Mahboonkrong、Fortune Town、IT Mall、パッポン通り、スクムウィット通り、SaphanLek など現在コピー商品の販売で悪名高い場所である。Watana Muangsook 商務省副大臣の発表は水曜にアメリカが、IP 分野において発展が見られなかった場合、タイとの自由貿易地域交渉は延期されると警告したのに続いて行なわれた。コピー商品ゼロ地域の特定は 10 月第三週にバンコクで行なわれる APEC 首脳会議の前に発表すると同副大臣はコメントしている。また APEC の後、タイ知的財産局は外国の大使館と協力して著作権侵害行為対策のワークショップを開く予定である。これに関連し国内通商局と海外通商局は、コピー CD 製造に使用されるプレスマシンの輸入を厳しく監視して行くという合意を結んでいる。また、「光ディスク管理法」において著作権侵害事件における司法取引をなくすことも計画中であると Watana Muangsook 商務省副大臣は語っている。この法案はまだ議会に提出されていない。(2003 年 8 月 8 日、バンコクポスト)

～インドネシア、著作権侵害の罰則改正で懲役刑の可能性も～

インドネシアで先週、著作権侵害者に対する罰金と刑期に関する新しい法律が施行された。一方で、担当大臣はコピー商品取締りにおける問題も認めている。Yusrill Ihza Mahendra 法務大臣は、1ヵ月から7年までの刑期と最高 500 億ルピア(約 58 万 4,000 ドル)の罰金刑を科すという法律の施行を発表した。しかし著作権を尊重する必要性についての「社会の認識の欠如」により、インドネシアではコピー商品の弾圧は難しい状況であると同大臣は語る。著作権担当である同大臣とジャカルタ警察は先週、ショッピングモールのオーナーに対し、コピー商品の販売を認めると懲役刑と罰金刑に処される可能性があるかと警告した。海賊版の音楽 CD、コンピュータープログラム、DVD はインドネシア全国の露天や店舗で簡単に入手することができ、店主が「賃貸料」を支払い、商売を続けられるよう警察と結託していることもある。国際通貨基金(IMF)や世界銀行など国策援助機関の中には、著作権法執行の甘さが 外国の投資の妨げになっていると指摘するところもある。(2003 年 8 月 6 日、バンコクポスト)

～インドで偽造薬製造者に死刑？～

インド保健省の Sushma Swaraj 大臣は偽造薬製造者に対し死刑を科すという法案を提出することを計画中であることを明らかにした。インド全国で何千もの小規模な薬剤製造者が、宣伝している

成分を含まない薬品を販売し荒稼ぎをしている。危険な成分を服用することや、本来必要な治療を受けられないことによって、患者は害を受け、死に至ることもある。これは非常に深刻な問題で、大量殺人と呼ぶに値するとし、単独殺人でさえ死刑があるのに大量殺人に死刑を適用しないのはおかしいと Sushma Swaraj 大臣は語っている。保健省がいつこの法案を議会に提出するかなど、詳細については語られなかった。(2003年3月12日、シンガポールストレイトタイムズ)

～ 中国でアメリカの映画製作会社が著作権侵害阻止を求める提訴～

アメリカ大手映画製作会社3社が、コピー版のビデオディスクを販売したとして中国企業3社を訴えた。手始めとして、Fox Entertainment の Twentieth Century Fox Film、Walt Disney、フランス資本 Vivendi Universal の Universal Studio が上海で、公式な謝罪、賠償金、侵害行為の中止を求めた。この件については、上海第二中級人民裁判所で先週審問が行なわれた。3社の代理人 Yang Jun 弁護士は、原告側は被告3者の店舗にスタッフを送り、コピー版 VCD、DVD を購入したとし、中国は WTO 加盟以降、知的所有権保護強化が求められていると語っている。Fox 社はテレビシリーズ「X Files」の第4シリーズのコピーCDを販売していたとして、Shanghai Hezhong Enterprise Development 社に22万元の賠償金を要求した。この他 Fox 社は「X Files」と「Speed 2」のコピー商品を販売していたとして、Shanghai Yatu Film Culture 社に41万5,000元の賠償金を要求している。また、Shanghai Husheng Audio Visual 社も「X Files」第4シリーズ、「Courage Under Fire」「Moulin Rouge」のコピーを販売したとして、61万5,000元の賠償金を求められている。Disney 社も「A Bug's Life」と「Dinosaur」のコピーを販売したとして Yatu 社に同程度の賠償金を請求している。一方 Universal 社は「The Lost World: Jurassic Park」「Jurassic Park」をコピーしたとして Husheng 社を、「The Bone Collector」「Jurassic Park」をコピーしたとして Hezhong 社を訴えている。(2003年7月15日、タイネーション)

～ 中国の知的所有権保護～

中国では過去、IP 関連の法律制定が十分でなく、法廷争いは難しかったが、現在は裁判の規準となる知的財産保護のための新しい規則や法規が制定されている。しかしながら中国で14年に渡り IP 侵害を扱ってきたシンガポール人の Tan Loke Koon 弁護士は、中国には世界標準に遅れを取らないようにするという陰のルールがあると語る。同氏によれば、中国は一流の貿易国になることを強く望んでおり、この2年間、同じく WTO に加盟した国よりもより慎重に IP 保護法を制的して来た。例えば、最近の商標に関する規則では、事実上自身の IP 権が中国企業に侵害されていると主張する企業に訴訟を促すものであった。Tan Loke Koon 氏は中国には素晴らしい IP 法があり、IP 事件専門の判事がコモンロー制度のように判例を参照しているとしている。中国の IP 保護についての公約の信頼性が増し、外国のクライアントの多くが民事上の損害に限定せず、侵害についての訴訟を起こそうとしていると同氏は語っている。しかしながら、昨年日本のヤマハは天津のバ

イク会社に対する訴訟に勝訴したが、賠償金は3,000万元の請求に対し、90万元しか認められなかったという例もある。(2003年7月27日、シンガポールストレイトタイムズ)